

株 主 各 位

名古屋市中村区鳥居西通一丁目1番地

**株式会社アオキスーパー**

取締役社長 宇佐美 俊 之

## 第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年5月20日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成27年5月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区鳥居西通一丁目1番地  
アオキスーパー本社ビル5F  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい)
3. 目的事項  
報告事項 第41期（平成26年2月21日から平成27年2月28日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役11名選任の件  
第3号議案 監査役4名選任の件  
第4号議案 取締役に対するストックオプションの報酬額および内容決定の件  
第5号議案 従業員に対するストックオプションとしての新株予約権発行の件  
第6号議案 役員賞与支給の件

以 上

◎ 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.aokisuper.co.jp/ir/index.html>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受けにご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添 付 書 類)

## 事 業 報 告

(平成26年2月21日から  
平成27年2月28日まで)

当社は、平成26年5月15日の第40回定時株主総会の決議により、事業年度を従来の2月20日から2月末日に変更いたしました。

これにより、当第41期事業年度が平成26年2月21日から平成27年2月28日までの1年と8日となったため、事業報告における業績に関する前期比の表記は、当事業年度の1年と8日と、前事業年度の1年を比較した参考値として記載しております。

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、個人消費に弱さがみられるものの、大企業を中心に企業業績の改善が進み、雇用情勢も改善傾向が続くなど、景気は緩やかに持ち直しております。また、原油価格の下落の影響や各種政策の効果等により、引き続き緩やかな景気の回復が見込まれるものの、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れ懸念等、不透明な状況が続いております。

当流通業界におきましては、業種・業態を超えた値下げ等による店舗間競争がさらに激化しており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況におきまして当社は、3月に戸田店・5月に上飯田店・8月に知立店・10月に東明店・2月に萩原店をリニューアルオープンいたしました。

販売促進企画として、ポイントカードの新規会員募集やお買物券プレゼント、お客様を対象とした食品メーカーとの共同企画によるIHクッキング教室（本社ビル3F）の開催を引き続き実施いたしました。また、競合店対策のため、恒例となりました四半期に一度の大感謝祭・週に一度の日曜朝市および95円（本体価格）均一等の企画を継続実施いたしました。

以上の結果、営業成績につきましては、営業収益1,022億68百万円（前期比6.3%増）、営業利益30億44百万円（前期比183.6%増）、経常利益31億38百万円（前期比174.3%増）、当期純利益15億19百万円（前期比189.2%増）となりました。

当期における商品部門別概況は、次のとおりであります。

#### 〔農 産〕

一般的に相場高で推移しましたが、主力商品の低価格販売およびバラ販売の継続により、前期比5.3%の増加となりました。

#### 〔水 産〕

一般的に相場高で推移しましたが、鮮魚の低価格販売の継続により、前期比6.9%の増加となりました。

〔畜産〕

牛肉・豚肉・鶏肉はいずれも相場高で推移しましたが、低価格販売の継続と販売数量の増加により、前期比12.7%の増加となりました。

〔デイリー・一般食品〕

消費税率変更等の影響がありましたが、競合店対策として低価格販売の継続により、前期比4.7%の増加となりました。

〔雑貨・その他〕

消費税率変更等の影響がありましたが、競合店対策として雑貨の低価格販売の継続と販売数量の増加により、前期比6.8%の増加となりました。

〔不動産賃貸収入〕

店舗等のテナント収入の増加により、前期比0.7%の増加となりました。

〔その他の収入〕

総合物流センターの商品通過量および通過金額の増加により、前期比4.8%の増加となりました。

各部門別売上高ならびにその構成比は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

期 別 部 門		第40期 (平成26年2月期)		第41期(当期) (平成27年2月期)		前 期 比
		売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
商 品 部 門 別	農 産	14,778	15.4%	15,562	15.2%	105.3%
	水 産	15,746	16.4	16,833	16.5	106.9
	畜 産	13,615	14.1	15,351	15.0	112.7
	デイリー・一般食品	44,759	46.5	46,852	45.8	104.7
	雑貨・その他	2,940	3.1	3,139	3.1	106.8
	小 計	91,840	95.5	97,738	95.6	106.4
	不動産賃貸収入	880	0.9	886	0.9	100.7
	その他の収入	3,478	3.6	3,643	3.5	104.8
	合 計	96,198	100.0	102,268	100.0	106.3

## (2) 設備投資の状況

当期中において、実施いたしました設備投資の総額は、10億19百万円でその主なものは、次のとおりであります。

(改 装)	戸田店	(名古屋市中川区)	平成26年3月6日
(改 装)	上飯田店	(名古屋市北区)	平成26年5月29日
(改 装)	知立店	(愛知県知立市)	平成26年8月28日
(改 装)	東明店	(愛知県安城市)	平成26年10月23日
(改 装)	萩原店	(愛知県一宮市)	平成27年2月25日

## (3) 資金調達の状況

設備投資に要した資金は、自己資金により充当いたしました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当期において、特記すべき事項はありません。

## (8) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 38 期 (平成24年 2 月期)	第 39 期 (平成25年 2 月期)	第 40 期 (平成26年 2 月期)	第41期(当期) (平成27年 2 月期)
営 業 収 益	88,557	92,350	96,198	102,268
営 業 利 益	1,072	1,494	1,073	3,044
経 常 利 益	1,160	1,576	1,143	3,138
当 期 純 利 益	698	787	525	1,519
1株当たり当期純利益	52円94銭	63円31銭	42円58銭	130円87銭
総 資 産	23,547	24,328	23,818	28,344
純 資 産	14,464	14,806	14,681	15,062

## (9) 対処すべき課題

個人消費は、底堅い動きが続くことが期待されるものの、物価上昇への懸念等により、消費者マインドに弱さがみられるなど、引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。

当食品の小売業界におきましては、価格競争等による店舗間競争の更なる激化が予想され、今後とも厳しい状況が続くものと思われまます。

このような事業環境下、当社は引き続き既存店のリニューアルや店舗の大型化と社内業務の標準化を行います。また、新設店につきましては、愛知県に的を絞った出店により、店舗のドミナント化をより一層強化する方針であります。

多様化するお客様のニーズに対しては、きめ細かな対応が重要となっております。商品政策においては、鮮度・味・価格にこだわり、競合店対策においては、継続実施しております店舗・地域ごとのきめ細かな価格政策の取り組みにより、また、全店舗導入いたしましたポイントカードシステムを活用した精度の高い顧客分析により、競合他社に負けない売場づくりに努めます。

徹底したコスト削減や人材教育を通して経営体質の強化を図り、業績の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (10) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容

当社は、食料品を中心に生活関連用品等の販売を主な事業としております。

(12) 主要な事業所

本 社 (名古屋市中村区)  
総合物流センター (愛知県弥富市)  
ショッピングセンターアズパーク (名古屋市中川区)  
店 舗

所在地	店 舗 名
名古屋市内	中村店・鳴海店・戸田店・八田店・一色新町店・アズパーク店・千代が丘店・上飯田店・鳥森店・鳴子店・木場店・植田店・大高店・熱田店・名東よもぎ台店・大同店・上名古屋店
尾張地域	大治店・富吉店・一宮店・日進店・西枇杷島店・甚目寺店・アクロスプラザ稲沢店・萩原店・長久手店・今伊勢店・加木屋店・日進岩藤店・清城店・前後店・乙川店・武豊店・豊明店・大府店・白鳥店・朝宮店・小牧店・大治南店・三条店・ニッケタウン稲沢店・花いちばアズガーデン
三河地域	知立店・古井店・刈谷店・高浜店・東明店・伊賀店・碧南店・六名店

(13) 主要な借入先

該当事項はありません。

(14) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	593名	10名増	38.4歳	13.7年
女 性	218名	15名増	26.5歳	7.1年
合計または平均	811名	25名増	35.2歳	11.9年

(注) 上記従業員数には、嘱託社員およびパートタイマー1,015名(8時間換算、最近1年間の平均人員)は含まれておりません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 10,990,465株（自己株式1,509,535株を除く。）  
(2) 株 主 数 1,926名  
(3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 東 海 流 通 シ ス テ ム	4,256千株	38.7%
ア オ キ ス ー パ ー 従 業 員 持 株 会	578千株	5.2%
青 木 偉 晃	344千株	3.1%
株 式 会 社 青 木 商 店	344千株	3.1%
中 嶋 勇	339千株	3.0%
青 木 俊 道	333千株	3.0%
中 嶋 八 千 代	200千株	1.8%
青 木 美 智 代	191千株	1.7%
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	189千株	1.7%
松 田 久 枝	124千株	1.1%

- (注) ① 当社は自己株式1,509,535株を保有しておりますが、当該自己株式は議決権がないため、大株主から除いております。  
② 持株比率は、自己株式（1,509,535株）を控除して計算しております。

### (4) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末に当社役員が保有する新株予約権の状況

平成22年5月18日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき919円
- ③ 新株予約権の行使条件

ア. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人が新株予約権を継承し、これを行使することができる。また、新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。

ウ. 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

エ. その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

- ④ 新株予約権の行使期間 平成24年6月21日から平成28年6月20日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	58個	普通株式 58,000株	6名
監査役	18個	普通株式 18,000株	2名

(注) 新株予約権発行時、当社従業員でありました山田孝幸氏は、現在取締役でありますので、表記中では取締役の中に含まれております。また、当社取締役でありました新美喜章氏は、現在監査役でありますので、表記中では監査役の中に含まれております。

#### (2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況

(平成27年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	宇佐美 俊之	営業本部長
専務取締役	大谷 亮	管理本部長
常務取締役	山田 康博	販売本部長
常務取締役	青木 俊道	商品本部長
常務取締役	加納 俊一	店舗運営本部長兼人事担当
取締役	久保 和也	一般食品部長兼物流センター長
取締役	山田 孝幸	生鮮商品部長兼デリカ・コンセ担当
取締役	春日 祐一	管理副本部長
取締役相談役	青木 偉晃	
常勤監査役	新美 喜章	
監査役	小池 史郎	
監査役	村橋 泰志	弁護士
監査役	松川 祥二	税理士

- (注) ① 監査役村橋泰志、監査役松川祥二の両氏は、社外監査役であります。
- ② 監査役村橋泰志氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
- ③ 監査役松川祥二氏は、税理士として、財務および会計に関する専門的な知識・経験等、充分な見識を有しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	9名	195百万円	
監 査 役	4名	22百万円	うち、社外監査役2名 8百万円
合 計	13名	218百万円	

(注) 株主総会の決議による報酬限度額（年額）は、取締役250百万円以内、但し、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含みません（平成3年5月18日定時株主総会決議）。監査役40百万円以内となっております（平成6年5月16日定時株主総会決議）。

また、別枠でストック・オプションとして付与した新株予約権に係る報酬額（年額）は、取締役50百万円以内、監査役5百万円以内となっております（平成22年5月18日定時株主総会決議）。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 監査役 村橋泰志

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

東陽倉庫株式会社、中部証券金融株式会社、ダイコク電機株式会社、ゼネラルパッカー株式会社およびアイサンテクノロジー株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と上記5社との間に特別な関係はありません。

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

##### (ア) 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は12%であります。

出席した取締役会においては、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

##### (イ) 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

② 監査役 松川祥二

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社三五および三五コーポレーション株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と上記2社との間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は12%であります。

出席した取締役会においては、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人 東海会計社

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当期に係る報酬等の額	16百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

特に定めておりませんが、会社法第340条第1項に定められた項目に該当すると認められた場合は、解任もしくは不再任の決定を行う方針であります。

## (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

会計監査人が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。この責任限定契約が認められるのは、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文章の取扱いは、社内規程に基づき適切に保存および管理（破棄も含む）しております。

#### ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、監査室・検査室を設置し内部監査を実施しております。その結果は、取締役会等に報告することとしております。

#### ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・業務執行については、取締役会規程に基づき取締役会に付議することを遵守しております。
- ・経営計画については、取締役は年度計画予算に基づき目標達成のために活動しております。
- ・日常の職務遂行は、社内規程に基づき権限委譲された各責任者がルールを遵守し業務を遂行しております。

#### ④ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人の企業倫理向上や法令遵守のため、全体会議や各部署主催の会議を通し、コンプライアンスの重要性の徹底を図っております。

また、当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとることとしております。

#### ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のスタッフを置くこととし、その場合の人事については、監査役と取締役が意見交換いたします。

- ⑥ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役および使用人は職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害を及ぼす事実を知った時は、監査役に報告することとしております。
  - ・常勤監査役は、取締役会・全体会議その他重要な会議に出席し、また、重要な稟議書類を閲覧し、必要に応じその説明を求めることとしております。
  - ・会計監査人により監査役に対し監査の概要、監査結果等の報告が行われ、また、必要に応じ相互連携が行われることとしております。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役と代表取締役との意見交換を適時実施することとしております。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

---

(注) 事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
また、千株単位の株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	12,539	<b>流動負債</b>	10,857
現金及び預金	10,372	買掛金	7,177
売掛金	0	未払金	756
商品	1,406	未払法人税等	1,247
貯蔵品	27	未払費用	372
前払費用	176	賞与引当金	193
未収入金	274	役員賞与引当金	56
繰延税金資産	270	ポイント引当金	204
その他	11	その他	849
貸倒引当金	△0	<b>固定負債</b>	2,425
<b>固定資産</b>	15,805	退職給付引当金	563
<b>有形固定資産</b>	11,409	長期預り保証金	1,097
建物	6,798	長期未払金	208
構築物	377	役員に対する長期未払金	193
車両運搬具	4	資産除去債務	347
工具、器具及び備品	889	その他	15
土地	3,319	<b>負債合計</b>	13,282
建設仮勘定	19	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	412	<b>株主資本</b>	15,042
借地権	246	資本金	1,372
ソフトウェア	155	資本剰余金	1,615
電話加入権	10	資本準備金	1,604
<b>投資その他の資産</b>	3,983	その他資本剰余金	11
長期貸付金	4	<b>利益剰余金</b>	13,352
繰延税金資産	668	利益準備金	155
敷金及び保証金	2,756	その他利益剰余金	13,197
その他	603	別途積立金	4,440
貸倒引当金	△50	繰越利益剰余金	8,757
		<b>自己株式</b>	△1,296
		新株予約権	19
		<b>純資産合計</b>	15,062
<b>資産合計</b>	28,344	<b>負債純資産合計</b>	28,344

# 損 益 計 算 書

(平成26年2月21日から)  
(平成27年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		97,738
売上原価		81,785
売上総利益		15,953
その他の営業収入		
不動産賃貸収入	886	
その他の収入	3,643	4,529
営業総利益		20,483
販売費及び一般管理費		17,438
営業利益		3,044
営業外収益		
受取利息及び配当金	32	
その他	66	99
営業外費用		
支払利息	1	
その他	3	5
経常利益		3,138
特別利益		
固定資産売却益	0	
新株予約権戻入益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	55	
減損損失	63	
退職給付制度改定損	278	
その他	0	397
税引前当期純利益		2,740
法人税、住民税及び事業税		1,456
法人税等調整額		△234
当期純利益		1,519

# 株主資本等変動計算書

(平成26年2月21日から)  
(平成27年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	1,372	1,604	—	1,604	155	4,440	7,535	12,130	△450	14,656
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△297	△297		△297
当期純利益							1,519	1,519		1,519
自己株式の取得									△926	△926
自己株式の処分			11	11					79	91
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	11	11	—	—	1,221	1,221	△846	386
当 期 末 残 高	1,372	1,604	11	1,615	155	4,440	8,757	13,352	△1,296	15,042

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	25	14,681
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△297
当期純利益		1,519
自己株式の取得		△926
自己株式の処分		91
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△5	△5
当期変動額合計	△5	380
当 期 末 残 高	19	15,062

## 個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

### 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### (1) 商 品

① 生鮮食料品は、最終仕入原価法によっております。

② その他の商品

ア. 店舗内商品は、売価還元法によっております。

イ. 物流センター内商品は、総平均法によっております。

(2) 貯蔵品は、最終仕入原価法によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産は、定率法によっております。（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物15～39年

工具、器具及び備品 5～6年

(2) 無形固定資産は、定額法によっております。（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 投資その他の資産は、定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) ポイント引当金は、ポイントカードにより顧客に付与されたポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	0百万円
	長期金銭債権	1,093百万円
	短期金銭債務	140百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		11,061百万円
3. 担保に供している資産及び対応する債務		
担保に供している資産	建    物	1,023百万円
	土    地	2,445百万円
上記に対応する債務	長期預り保証金	530百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高	営業取引高	
	その他の営業取引高	1,452百万円
	営業取引高以外の取引高	0百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額(百万円)
店舗	建物等	愛知県1物件	63

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸不動産及び遊休不動産については、個別物件毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続して営業損失が発生している店舗や土地の時価の下落が著しい店舗等を対象としております。回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物60百万円、構築物3百万円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを1.8%で割り引いて算定しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,500,000	—	—	12,500,000
合計	12,500,000	—	—	12,500,000
自己株式				
普通株式(注)1・2	587,185	1,015,350	93,000	1,509,535
合計	587,185	1,015,350	93,000	1,509,535

(注) 1 普通株式の自己株式数の増加は、自己株式買付による増加1,010,000株及び単元未満株式の買取りによる増加5,350株であります。

2 普通株式の自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少93,000株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年5月15日 定時株主総会	普通株式	148百万円	12.50円	平成26年 2月20日	平成26年 5月16日
平成26年9月26日 取締役会	普通株式	148百万円	12.50円	平成26年 8月20日	平成26年 11月4日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成27年5月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	137百万円	12.50円	平成27年 2月28日	平成27年 5月22日

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
普通株式 328,000株

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	68 百万円
貸倒引当金	17 百万円
ポイント引当金	72 百万円
退職給付引当金	198 百万円
資産除去債務	122 百万円
減損損失	251 百万円
減価償却超過額	164 百万円
未払事業税	81 百万円
未払金	24 百万円
長期未払金	73 百万円
役員長期未払金	68 百万円
会員権等評価損	15 百万円
その他	35 百万円
繰延税金資産小計	1,194 百万円
評価性引当額	△204 百万円
繰延税金資産合計	990 百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△51 百万円
繰延税金資産の純額	938 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	%
法定実効税率	37.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6
住民税均等割等	0.3
同族会社留保金課税	4.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.6
その他	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.6

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	26百万円
1年超	149百万円
合計	176百万円

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に店舗の新設及び改装のための設備計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び未収入金は、回収までの期間は短期であります。敷金及び保証金は、店舗不動産等の賃借に伴い差し入れたものであります。

売掛金及び敷金及び保証金の信用リスクについては、取引先の状況をモニタリングし、財務状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

買掛金及び未払金は、ほとんど1ヶ月以内の支払期日であります。

長期預り保証金は当社の店舗に入居するテナントから預け入れされたものであります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理は、各部署からの報告に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,372	10,372	—
(2) 売掛金	0	0	—
(3) 未収入金	274	274	—
(4) 敷金及び保証金	2,698		
貸倒引当金(※)	△2		
	2,695	2,637	△58
資産計	13,343	13,285	△58
(1) 買掛金	7,177	7,177	—
(2) 未払金	756	756	—
(3) 長期預り保証金	1,097	1,071	△25
負債計	9,030	9,005	△25

(※) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、並びに(3) 未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

償還金の合計額を残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、並びに(2) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期預り保証金

償還金の合計額を残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
敷金及び保証金	58

敷金及び保証金のうち、償還期日が確定していないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産(4)敷金及び保証金に含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	10,372	—	—	—
売掛金	0	—	—	—
未収入金	274	—	—	—
敷金及び保証金	44	203	870	1,579
合計	10,692	203	870	1,579

〔賃貸等不動産に関する注記〕

当社では、愛知県内に賃貸商業施設（土地を含む。）を有しております。平成27年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は178百万円（賃貸収益は不動産賃貸収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中増減額並びに時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

貸借対照表計上額			決算日における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
4,074	△102	3,971	4,067

（注） 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 主な変動

増加は、不動産の取得 0百万円  
 減少は、不動産の減価償却 103百万円

3 時価の算定方法

主な物件については、社外の不動産鑑定士により「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他の物件については、自社において一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて算定した金額であります。

[関連当事者との取引に関する注記]  
親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 (当該そ 他の関 係会社 の親会社 を含む)	株式会社東海 流通システム	愛知県弥 富市鯛浦 町	48	運送業、損 害保険代理 業及び不動 産賃貸業	被所有 直接 39.7	不動産賃貸借 及び物流業務 委託等	総合物流セ ンターの賃 借(注)1	201	敷金及び 保証金	1,093
							店舗内業務 及び事務委 託(注)2	14	未払金	1
							総合物流セ ンター等の 物流業務委 託等(注)3	1,232	未払金	139

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 賃借料は、近隣の一般的な取引実勢を参考にしております。  
2 店舗内業務及び事務委託料は、一般的な取引事例を参考にしておりま  
す。  
3 物流業務委託料は、一般的な取引事例を参考にしております。  
4 株式会社東海流通システムは、当社取締役青木偉晃及びその近親者が  
議決権の100%を直接所有しております。  
5 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,368円70銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 130円87銭   |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月13日

株式会社 アオキスーパー  
取締役会 御中

監査法人 東海会計社

代表社員 公認会計士 前田 勝 昭 ⑨  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 塚 本 憲 司 ⑨  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 小 島 浩 司 ⑨  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アオキスーパーの平成26年2月21日から平成27年2月28日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年2月21日から平成27年2月28日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告および附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### 1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### 2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年4月14日

株式会社アオキスーパー	監 査 役 会
常勤監査役	新 美 喜 章 ㊟
監 査 役	小 池 史 郎 ㊟
社外監査役	村 橋 泰 志 ㊟
社外監査役	松 川 祥 二 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保にも意を用い、当社をとりまく環境が依然として厳しい折から、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円50銭

総額137,380,812円

なお、中間配当金として12円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき25円となります。(普通配当22円50銭・記念配当2円50銭)

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年5月22日

### 第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となり、更に一層の経営陣の充実強化を図るため、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位および担当	所有する当社株式の数 株
1	う さ み と し ゆ き 宇佐美 俊之 (昭和31年5月22日生)	昭和60年3月 当社入社 平成13年2月 販売促進部長 平成17年2月 営業副本部長兼営業推進部長 平成17年5月 当社取締役就任 平成19年2月 営業副本部長 平成19年5月 当社代表取締役社長就任（現任） 平成24年2月 営業本部長	28,280
2	あ お き と し み ち 青木 俊道 (昭和54年7月8日生)	平成16年4月 当社入社 平成21年2月 執行役員業務推進担当 平成21年5月 当社取締役就任 平成23年5月 当社常務取締役就任 商品本部長 平成27年3月 当社専務取締役就任（現任） 営業本部長（現任）	333,743

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位および担当	所有する当社株式の数 株
3	おおたに まこと 大谷 亮 (昭和27年9月28日生)	平成14年8月 当社入社 平成15年2月 経理部長 平成19年2月 執行役員経理部長 平成21年2月 執行役員管理副本部長兼経理部長 平成21年5月 当社取締役就任 平成22年8月 当社常務取締役就任 管理本部長兼経理部長 平成23年2月 管理本部長(現任) 平成26年5月 当社専務取締役就任(現任)	11,000
4	かのう しゅんいち 加納 俊一 (昭和33年11月19日生)	昭和56年4月 当社入社 平成15年2月 執行役員第三地区長 平成21年2月 執行役員店舗運営部長兼第一地区長 平成21年5月 当社取締役就任 平成23年2月 店舗運営本部長兼人事担当 平成24年2月 当社常務取締役就任(現任) 平成27年3月 店舗運営本部長(現任)	12,000
5	やまだ やすひろ 山田 康博 (昭和34年10月11日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年2月 店舗運営部長 平成17年5月 当社取締役就任 平成21年2月 営業本部長 平成21年5月 当社常務取締役就任(現任) 平成24年2月 販売本部長(現任)	30,480
6	くぼ かずや 久保 和也 (昭和37年3月26日生)	昭和59年4月 当社入社 平成15年2月 執行役員第二商品部長兼一般食品担当 平成21年2月 執行役員一般食品部長 平成21年5月 当社取締役就任 平成23年5月 一般食品部長兼物流センター長 平成27年3月 当社常務取締役就任(現任) 商品本部長兼一般食品部長(現任)	15,440
7	やまだ たかゆき 山田 孝幸 (昭和37年10月13日生)	昭和58年4月 当社入社 平成13年2月 商品部農産部長 平成21年2月 執行役員農産部長 平成25年2月 執行役員 生鮮商品部長兼デリカ・コンセ担当 (現任) 平成25年5月 当社取締役就任(現任)	8,440
8	* くろさわ あつし 黒澤 淳史 (昭和35年10月3日生)	昭和59年4月 北海道拓殖銀行(現三井住友信託銀行)入行 平成21年7月 中央三井信託銀行(現三井住友信託銀行)静岡支店長 平成25年2月 当社出向 開発部長 平成26年2月 当社入社 執行役員開発部長(現任)	—
9	* もりべ ふみかず 森部 文数 (昭和37年8月16日生)	昭和59年9月 当社入社 昭和61年7月 清城店店長 平成19年2月 営業推進部長 平成23年2月 執行役員営業推進部長(現任)	10,000

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位および担当	所有する当社株式の数 株
10	青木 偉 晃 (昭和21年7月8日生)	昭和49年6月 株式会社アオキスーパー設立 代表取締役社長就任 平成19年5月 当社代表取締役会長就任 平成23年5月 当社取締役会長就任 平成26年5月 当社取締役相談役就任 (現任)	344,638
11	* 村橋 泰 志 (昭和15年4月7日生)	昭和44年4月 名古屋弁護士会登録 (現愛知県弁護士会)、弁護士事務所 平成6年5月 当社監査役就任 (現任) [重要な兼職の状況] ダイコク電機株式会社監査役 ゼネラルパッカー株式会社監査役 東陽倉庫株式会社監査役 アイサンテクノロジー株式会社監査役 中部証券金融株式会社監査役	—

- (注) 1. 取締役候補者のうち村橋泰志氏は社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. \*印は新任候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 社外取締役として職務を遂行することができるかと判断する理由について
- ① 村橋泰志氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- ② 村橋泰志氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として取引所に届け出ており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
- (2) 当社社外役員に就任してからの年数について  
村橋泰志氏は、当社社外監査役に就任し、21年になります。

### 第3号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（4名）は任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位	所有する当社株式の数 株
1	新 美 喜 章 (昭和31年1月1日生)	昭和53年4月 当社入社 平成9年2月 商品部水産部長 平成15年2月 執行役員第一商品部長兼水産担当 平成21年2月 執行役員生鮮商品部長 平成21年5月 当社取締役就任 平成23年5月 生鮮商品部長兼デリカ・コンセ担当 平成25年2月 生鮮商品担当 平成25年5月 当社常勤監査役就任（現任）	15,000
2	* か 春 日 祐 一 (昭和32年5月25日生)	昭和56年4月 東海銀行（現三菱東京UFJ銀行）入行 平成17年7月 江南支社 支社長 平成22年5月 当社出向 特命担当部長 平成23年5月 当社入社 執行役員開発部長 平成25年2月 執行役員管理副本部長兼開発担当 平成25年5月 当社取締役就任（現任） 平成26年2月 管理副本部長（現任）	5,000
3	* あ ん とう ま さ の り 安 藤 雅 範 (昭和46年8月2日生)	平成10年4月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会） 登録 現在に至る	—
4	* と 藤 う ぐ 豊 (昭和26年2月17日生)	平成21年7月 熱田税務署長 平成23年9月 税理士登録 藤具豊税理士事務所開業 現在に至る	—

(注) 1. 監査役候補者のうち安藤雅範および藤具豊の両氏は社外監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. \*印は新任候補者であります。

4. 社外監査役候補者に関する事項

社外監査役として職務を遂行することができると判断する理由について

- ① 安藤雅範氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

- ② 藤具豊氏は、税理士として、財務および会計に関する専門的な知識・経験等、十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- ③ 安藤雅範および藤具豊の両氏が選任されることを条件に、東京証券取引所の規則に定める独立役員として取引所に届け出ております。

#### 第4号議案 取締役に対するストックオプションの報酬額および内容決定の件

現在当社の取締役の報酬限度額（年額）は、平成3年5月18日開催の定時株主総会において、2億5,000万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分を含まない）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、このご承認いただいた報酬限度額（年額）とは別枠で、ストックオプションとしての新株予約権を、一事業年度あたり（年額）5,000万円以内で付与することにつきご承認をお願いするものであります。

当社取締役に対して割当てるストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

なお、現在の当社取締役は9名ですが、平成27年5月21日開催予定の当社第41回定時株主総会において、取締役選任議案が原案どおり可決された場合11名（うち、社外取締役は1名）となります。

##### 1. 取締役に対し報酬として新株予約権を発行する理由等

当社の取締役の業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、株主価値を意識した経営の推進を図ることを目的として、下記2. に記載の内容に基づく新株予約権を割当てるものであります。

##### 2. 新株予約権の内容

###### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および総数

当社普通株式80,000株を上限とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2) 発行する新株予約権の総数

80個（新株予約権1個につき普通株式1,000株。但し、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当に際して算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当を受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

- ① 新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 新株予約権の割当日後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (5) 新株予約権の行使期間  
新株予約権割当日の翌日より2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの期間内で当社取締役会において定める。
- (6) 新株予約権の行使条件
- ① 新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - ② 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。また、新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができるものとする。
  - ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めないものとする。
  - ④ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
- (7) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件  
当社は新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたとき、または新株予約権の全部または一部を放棄したときは、その新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- (10) 新株予約権の消却事由および条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

② 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

#### 第5号議案 従業員に対するストックオプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、以下のとおり特に有利な条件をもってストックオプションとしての新株予約権を発行することおよび新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の従業員の業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、株主価値を意識した経営の推進を図ることを目的として、下記2. に記載の内容に基づき金銭の払込を要することなく新株予約権を割当てるものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の従業員のうち、当社の経営上重要な地位にある者

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および総数

当社普通株式611,000株を上限とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 発行する新株予約権の総数

611個（新株予約権1個につき普通株式1,000株。但し、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権につき金銭の払込を要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

- ① 新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 新株予約権の割当日後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権割当日の翌日より2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの期間内で当社取締役会において定める。

(7) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。また、新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めないものとする。
- ④ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社は新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたとき、または新株予約権の全部または一部を放棄したときは、その新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の消却事由および条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償にて消却することができるものとする。
- ② 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(12)新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13)新株予約権証券の発行

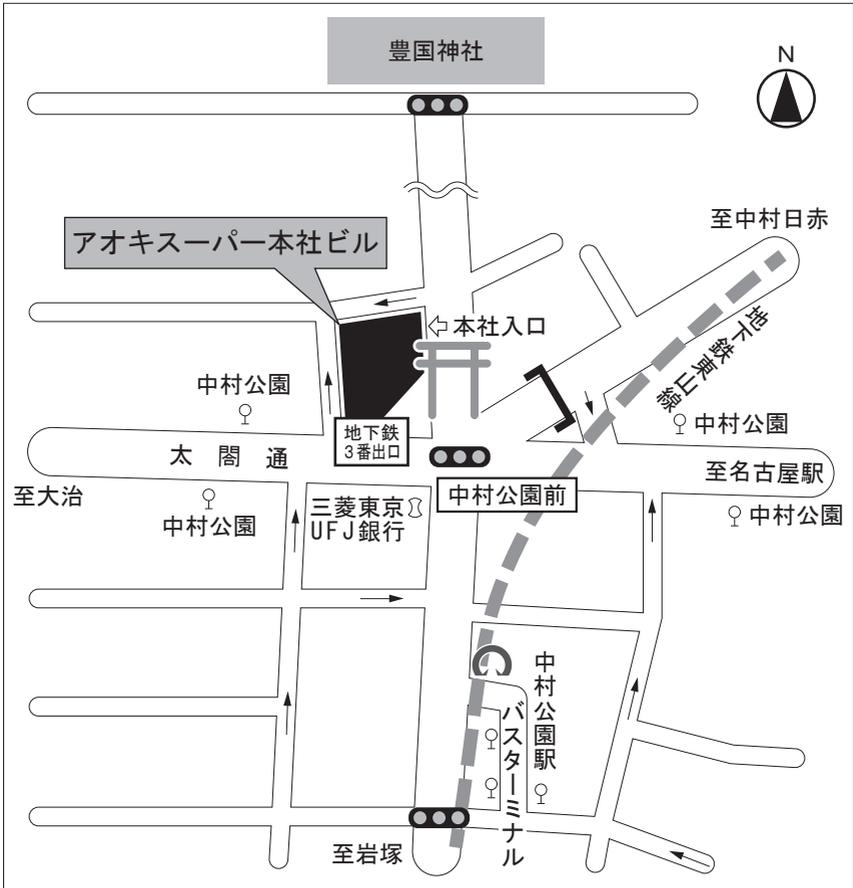
新株予約権証券は発行しないものとする。

#### **第6号議案 役員賞与支給の件**

当期末時点の取締役9名および監査役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額56,150千円（取締役に対し50,550千円、監査役に対し5,600千円）を支給することといたしたいと存じます。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



<場所> 名古屋市中村区鳥居西通一丁目1番地 ☎(052)414-3600  
アオキスーパー本社ビル5F

- <交通機関>
1. 地下鉄でお越しの方は、市営地下鉄「中村公園」駅3番出口をご利用下さい。(徒歩約3分です。)
  2. バスでお越しの方は、「中村公園」で下車して下さい。(徒歩約3分です。)

<お願い>

当日は駐車場をご用意できませんので、公共交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。